規　則

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―三〇（特殊勤務手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十一年七月十七日

人事院総裁　谷　公士

人事院規則九―三〇―六七

人事院規則九―三〇（特殊勤務手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―三〇（特殊勤務手当）の一部を次のように改正する。

第二十八条の三第一項第二号(3)中「我が国に関係する船舶を」を削り、「海賊行為から」を「海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律（平成二十一年法律第五十五号）第二条に規定する海賊行為（以下「海賊行為」という。）から船舶を」に改め、同号(4)中「我が国に関係する船舶を」を削り、「海賊行為から」の下に「船舶を」を加える。

附　則

この規則は、平成二十一年七月二十四日から施行する。

○外務省告示第三百七十二号

外務省告示平成十六年第五百三十九号、同年第六百二十五号、外務省告示平成十七年第三百二十号、同年第千百八十二号、外務省告示平成十九年第十七号、外務省告示平成二十年第五十号、同年第三百八十四号、同年第六百六十八号及び平成二十一年第五十七号に関し、国際連合安全保障理事会決議第一五二一号に基づき設立された同理事会制裁委員会が平成二十一年五月十二日に発出した情報に基づき、同理事会決議第一五三二号1に定められた措置の対象となる個人及び団体の一部を別表のとおり改訂する。

平成二十一年七月十七日

外務大臣　中曽根弘文

（別表）(氏名は名・姓の順に表記)

26. の対象となる個人を次のとおり改訂する。

「26. エドウィン・M・ジュニア・スノウ

Edwin M. Jr. SNOWE

（生年月日）1970年2月11日

（旅券・識別情報）（国籍）リベリア

ＯＲ／0056672―01

Ｄ／005072

（リベリア外交旅券番号）D005640

（西アフリカ諸国経済共同体外交旅券番号）D―00172(2008年7月8日から2010年6月7日)

（出生地）リベリア共和国グランド・ケープ・マウント州マノ河

（住所）リベリア共和国モンロビア市エルワ通り

（肩書・根拠）リベリア下院議員。リベリア石油精製会社（ＬＰＲＣ）社長、チャールズ・テイラー元大統領の関係者。テイラー元大統領に対して資金を提供したとされる。」

○外務省告示第三百七十三号

外務省告示平成十三年第三百三十二号及び平成二十一年第二百六十四号を含む関連の告示に関し、国際連合安全保障理事会決議第一二六七号に基づき設立された同理事会委員会が平成二十一年五月二十七日、六月十八日及び二十九日に行った決定に基づき、同理事会決議第一二六七号4（b）、第一三三三号8（c）及び第一三九〇号2（a）に定められた措置の対象となる個人及び団体を別表のとおり改正する。

平成二十一年七月十七日

外務大臣　中曽根弘文

（別表）

以下のとおり追加する。

【アル・カーイダと関係を有する個人】

555. ベッカイ・ハラッハ（またはベッケイ・ハラッシェ）(別名：(a)アブ・タルハ・アル・マグラビ(b)アル・ハーフィズ・アブ・タルハ・デア・ドイチェ（「ドイツ人」））

BEKKAY HARRACH (a.k.a.: (a)Abu Talha al Maghrabi (b)al Hafidh Abu Talha der Deutsche ("the German"))

称号：不明

役職：不明

生年月日：1977年9月4日

出生地：Berkane, Morocco

国籍：ドイツ

旅券番号：ドイツ旅券5208116575（ボンにて発行、2013年9月7日まで有効）

ＩＤ番号：(a)ドイツＩＤカード（Bundespersonalausweis）5209243072（ドイツのボンにて発行、2013年9月7日まで有効）(b)ドイツ運転免許証J17001W6Z12（ドイツのボンにて発行）

住所：不明

国連制裁委員会による指定日：2009年5月27日

その他の情報：アフガニスタンとパキスタンの国境地帯にいると思われている（2009年4月現在）。アル・カーイダ（166. に指定された団体）の一員。遅くとも2007年3月以降は同団体の一員であると伝えられている。

556. アティラ・セレク（別名：ムアズ）

ATILLA SELEK (a.k.a.: Muaz)

称号：不明

役職：不明

生年月日：1985年2月28日

出生地：Ulm, Germany

国籍：ドイツ

旅券番号：ドイツ旅券7020142921（Ulm, Germanyにて発行、2011年12月3日まで有効）

ＩＤ番号：ドイツＩＤカード（Bundespersonalausweis）7020928l1（Ulm, Germanyにて発行、2010年4月6日まで有効）

住所：Kauteräckerweg 5, 89077 Ulm, Germany

告　示

○法務省告示第三百四十号

福岡県大川市役所保存の次の除籍が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十一年八月十七日までに、同市長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、大川市役所又は福岡法務局柳川支局に照会すること。

平成二十一年七月十七日

法務大臣　森　英介

福岡県三潴郡三又村大字下林七十八番地ノ二

今泉　優

○法務省告示第三百四十一号

高知県幡多郡大月町役場備付けの次の戸籍が滅失した。

平成二十一年七月十七日

法務大臣　森　英介

高知県幡多郡奥内村大字柏島六十番地

和田　糸野